

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第69号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月12日 07時35分ごろ	
発生場所	福島県相馬市鶴ノ尾埼北北西方沖 鶴ノ尾埼灯台から真方位329° 4.6海里付近 (概位 北緯37° 53.4' 東経140° 56.0')	
事故等調査の経過	平成22年8月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 孝洋丸、4.95トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 FS3-5930（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 右舷船底外板に擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、磯波の発生状況を確認せずに浅水域で引き網を投網中、平成22年7月12日07時35分ごろ、鶴ノ尾埼北北西方沖において、船尾方から磯波を受け、圧流されて舵が効かなくなり、付近の海岸に乗り揚げた。</p> <p>本船は、僚船により引き下ろされ、相馬市松川浦漁港にえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波向 南東、波高 約1m、潮汐 下げ潮の末期</p>	
その他の事項	<p>船長は、本事故発生場所が砂の堆積により水深が浅くなっていることを知っており、通常、磯波の発生状況を確認して操船を行っていた。</p> <p>本事故発生場所付近は、潜堤が設置されており、磯波が高まる場所であった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、鶴ノ尾埼北北西方沖の浅水域において投網中、船長が磯波の発生状況を確認しなかったことから、船尾方から磯波を受けて圧流され、付近の海岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、鶴ノ尾埼北北西方沖の浅水域において投網中、船長が磯波の発生状況を確認しなかったため、船尾方から磯波を受けて圧流され、付近の海岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>本事故の被害軽減策として次のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業中は、常に磯波の発生状況を確認すること。</li> </ul>	